

## 経済連携協定(EPA)交渉の加速とWTO交渉の早期妥結に向けて

平成19年5月9日

伊藤 隆 敏

丹羽 宇 一 郎

御手洗 富士夫

八 代 尚 宏

- 世界各地で FTA/EPA のネットワークが急速に形成されつつある。こうしたなかで、我が国が取り残された場合のリスクを直視する必要がある。これまでに締結した EPA の効果を評価する体制を強化しつつ、質の高いEPAを目指すべきである。EPA 締結にあたっては、消費者利益の最大化を原則とすべきである。
- まずは、今般改定された EPA 工程表にしたがって、2009 年には EPA 締結国数の3倍増超を目指して交渉のスピードを加速すべきである。その際、EPA の質を重視し、より安くてバラエティに富んだ財・サービスの供給を実現すべきである。
- また、WTO のドーハ・ラウンド交渉は、本年夏にかけて大詰めを迎える。戦後、我が国は自由貿易体制の裨益のもとで経済発展を遂げてきた。世界第二の経済大国として、世界的な自由貿易体制の維持・発展に貢献するため、WTO 交渉の早期妥結に向けて、我が国がその地位に相応しい貢献を行うべきである。ウルグアイ・ラウンドの最終局面では、コメについては、関税化を拒否したため、結果として不利な選択になってしまったこと、交渉妥結後、6兆100億円もの国内農業対策を行ったが構造改革に向けた政策効果が乏しかったことなど、苦い経験を繰り返すべきではない。

➤ さらに、EPA、WTO 交渉のなかで以下を目指すべきである。

- (1) 日豪 EPA 交渉については、早期に確実な成果を得ることを目指す。
- (2) 日米 EPA について、早急に産官学による共同研究を開始する。
- (3) 日 EU の EPA についても、早急に準備を進める。
- (4) 諸外国の EPA の事例を参照しながら、これまで締結してきた EPA よりも相当程度高い自由化率を目指す。
- (5) 国境措置については、対象品目を絞込むとともに、関税率を引き下げる。差額関税制度については廃止し、単純かつ透明性の高い制度に変更する。
- (6) 国境措置削減によって発生する産業調整コストへの対応にあたっては、農業における構造改革に資するものに限定し、原則として期間を示した、計画的な措置とすべきである。対象については、所得の大宗を農業に依存している農業経営者を基本とすべきである。

注：所得の過半を農業所得以外の所得に依存している準主業農家（65 歳未満の農業就業者あり、45 万戸）や、副業的農家（65 歳未満の農業就業者なし、104 万戸）は、一戸当たり平均の年間農業所得がそれぞれ 63 万円、30 万円に過ぎない。主業農家（所得の過半が農業所得で、65 歳未満の農業就業者あり）は、全国 40 万戸、平均農業所得は 438 万円である。